

# 第59回人権週間

一年で一番大切な一週間かもしれない

12月4日～12月10日

人間はだれでも「幸福な

生活を送る権利」を持ち、人権は人間が人間らしく生きるためになくてはならない権利です。

毎年、12月4日から10日までの一週間は「人権週間」です。

この機会に、人権についてももう一度考えてみましょう。もしもこれは人権問題

かと感じたり、困りごとや心配ごと、また子供のいじめ問題で悩むことがありますしたら人権擁護委員や法務局へご相談ください。

相談は無料で、秘密は固く守られます。

## 特設相談

### ・人権擁護委員

▼とき 12月4日(火)

午後1時30分～午後4時

▼ところ 横芝公民館

### ◆問い合わせ

住民課住民班

☎ 01214

### ・法務局

▼とき 12月4日(火)～

7日(金)、10日(月)

午前9時～午後3時

▼ところ 千葉地方法務局

匝瑳支局

### ◆問い合わせ

千葉地方法務局匝瑳支局

☎ 0334

### 定例相談

▼とき 毎月第2・4火

曜日

午後1時30分～午後4時

▼ところ 横芝公民館

(第2火曜日)

町民会館(第4火曜日)

### ◆問い合わせ

住民課住民班 ☎ 01214

## 女性の人権相談

女性の人権問題について

人権擁護委員が「女性の人権ホットライン」で電話相談に応じます。

相談は「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に

行われます。

▼とき

11月12日(月)～16日(金)

午前8時30分～午後7時

11月17日(土)・18日(日)

午前10時～午後7時

### ▼相談員

千葉県人権擁護委員連合

会女性人権擁護委員

千葉地方法務局人権擁護

課職員

### ▼ホットライン

☎ 0570(07)810

### ◆問い合わせ

千葉県人権擁護委員連合

会事務局(千葉地方法務

局人権擁護課内)

☎ 043(24)3555

## 11月は「児童虐待防止推進月間」

「きこえるよ 耳をすませば心のさけび」

児童虐待は子どもの心身

を傷つけ、人権を侵害する行為です。虐待を受けている子どもはサインをおくっています。

・不自然な傷や打撲のあと  
・着衣や髪の毛がいつも汚れている

・表情が乏しい  
・おどおどしている

・落ち着きがなく乱暴になる  
・親を避けようとする

・夜遅くまで一人で遊んでいる

児童虐待を発見したときや、疑わしいと思ったら速やかに通告してください。

「通告」というと難しく感じますが、「相談する」という気持ちで連絡してください。通告者が特定されるようなことはありません。

◆児童虐待などの通告先  
福祉課社会福祉班  
☎ 01114

東上総児童相談所  
☎ 0475(27)1733

## 配偶者暴力防止法が改正

配偶者暴力防止法が平成20年1月11日から変わります。

保護命令制度の拡充、市町村に対する基本計画策定の努力義務等を定めた、配偶者暴力防止法の一部改正法が、平成19年の通常国会で成立し、7月11日に公布されました。

### ○改正の主な内容

#### I 保護命令制度の拡充

1 生命又は身体に対する脅迫を受けた被害者に係る保護命令

2 電話等を禁止する保護命令

3 被害者の親族等への接近禁止命令

#### II 市町村基本計画の策定の努力義務等

### ◆問い合わせ

千葉県男女共同参画課

☎ 043(23)2376

内閣府 配偶者からの暴力被害者支援情報サイト

http://www.gender.go.jp

/e-vaw/index.html